

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出がありました。

平成二十六年十一月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	廃止年月 日
株式会社ホ ライズン	大和郡山市新木 町二九八	ほらいずん 西長柄・放 課後デイサ ービスセン ター	天理市西長柄 町四七五―一 二階	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 六年十月 三十一日